



支援員だより

もくじ

- P 1 支援員さんの声
- P 2 活動団体報告
- P 3 講師寄稿
- P 4 自然保護課からのお知らせ

発行者：山口県・公益財団法人山口県ひとづくり財団

支援員さんの声

日々の活動の中での思いや、感じたことなどを
書いていただきました

自然に詳しくない支援員

松本和也(山口市在住)

正直なところを言うと、希少野生動物種保護支援員に登録しているとはいえ、私自身は自然にあまり、いや、全く詳しくない。いつまでたっても「初めてです!」と言える気持ち。そもそも、私たちが小学校の頃は、テレビゲームが外遊びを駆逐した時代。ご多分にもれず、自分もドラクエなどにうつつを抜かした。おかげでヒノキとスギの区別もつかずに社会人になった。



体験活動フォーラム in 長門に参加

転機が訪れたのは、今から12年前。山口市の森林セラピー推進事業の担当者になったとき。森林セラピーとは、森の持つ癒し効果を人間の心と体の健康づくりに生かそうとする取り組み。平たく言うと、「健康のために森に入ろう」ということ。この取り組みは、森林と健康のインタープリテーションと言っていい。森に入ることで、自身をニュートラルの位置に戻し、リラックスを得て英気を養う。携る様々な人々が、また来訪者が元気になる様子がとても素敵で、森の案内人の一人に名を連ねてもう5年になる。

森と人、人と人とのつながりと、森林セラピーへの理解を深めていく中で、様々な自然体験プログラムに触れた。ツリークライミングや、シェアリングネイチャー、ノルディックウォーキング、国立山口徳地青少年自然の家徳地アドベンチャー教育プログラムなど。中でも、多くの人に紹介したいのは地球教育研究所の「アースキーパーズ」だ。これはスティーブ・ヴァンメーター氏が発案した環境教育プログラムで、来日された際、ワークショップに参加して以来、強い憧れを持っていた。子どもたちがトレーニングセンターで過ごす中で、生態系の仕組みや、日常生活の中で地球と仲良くすることの意味や視点を見出していく2泊3日の旅。幸運にも、国内で唯一、プログラムを提供する施設が広島県北広島町にあり、3年前からプロジェクトに参加している。とても魅力的なプログラムなので、ぜひ日本語版テキストをご覧ください。※「アースキーパーズ」については特定非営利活動法人ひろしま自然学校へお尋ねください。



アースキーパーズ
日本語版テキスト

そして2020年。「コロナ禍」と一言でまとめるにはあまりにも大きい影響があった。そんな中、ツリークライミングを活動の軸とした団体「森となかよし研究所」を立ち上げ、やまぐち森林づくり県民税を活用した森林環境活動サポート事業の補助を受けて活動をはじめた。8月~11月まで体験会を開催したほか、11月の終わりには体験活動フォーラム in 長門に参加し、今年1月には講習会も開催する。ツリークライミングが目指すのは、子どもと大人の全人的な成長と、木と地球と仲良くなること。おかげで今年も小さな一歩を進めることができた。

森の活動に携わり12年。折しも12年前にスポ少で指導をしていた頃の教え子から、2021年はJリーガーになるとの連絡を受けた。サッカー少年がJリーガーになるくらいの時間取り組んだ割には、全然自然に詳しくないが、少しずつできることは増えている。新しい年、気持ちを新たに、これら自然を身近に感じる活動に取り組みたい。



ツリークライミングで森となかよく!

活動団体報告

幅広く活動されている山口県樹木医会の草野事務局長さんに、取組の一部を紹介していただきました

ミズアオイの再生を目指して

山口県樹木医会 草野隆司(萩市在住)

山口県でレンコンといえば岩国市が有名ですが、萩市も昭和30年代までレンコンの大産地だったので。東萩駅の東側に「^{むたがはら}無田ヶ原」と呼ばれる地区があり、現在、住宅団地や大型施設が立ち並び、松陰神社から道の駅「^{むたがはら}しーまーと」を結ぶ道路周辺です。この地名の由来は、かつて湿地だったことから沼田の原が「^{むたがはら}沼田ヶ原」となり、今の名前になりました。つまりかつては広大な湿地帯だったため、今でも「^{むたがはら}むたがはら」と発音される方もいます。

萩の三角州内にも沼田が存在しており、そこは水田や広大な蓮田でした。そしてそこにはいろいろな水生植物が自生しており、とりわけミズアオイ(絶滅危惧1A類)には安住の地だったようです。

ミズアオイは県内では萩市にのみ自生し、萩市には普通にある雑草植物でしたが、それも高度経済成長時以後の造成や宅地開発により次第にその住処を失い、ついに今から12年ぐらい前の観察以後姿を見なくなりました。

ミズアオイは1年生植物で9月から10月にハート型の葉の上に青紫の美しい花を咲かせます。1年生植物の特徴として、土の中で発芽待機ができることから、いったん姿は見えなくても耕された土壌から再生することがあります。

実際に東日本大震災被災地では地盤沈下によって出来た湿地にミズアオイが復活したことが知られています。

これも再生したものだったのでしょうか、昨年市内で1株のミズアオイを確認、水田に繁茂するよく似たコナギではないかと疑いましたがミズアオイでした。

晩秋に種子を確保、実から種子を取り出し容器の水に種子を浸し冷蔵庫で春まで保存、4月に水に浸した土に播種し多くの苗を育てることができました。

知り合いや友人などに「萩市だけの絶滅危惧種を育てませんか」と協力を依頼したところ多くの皆さんにチャレンジしていただきました。

水鉢に植えられたミズアオイの苗に毎日声をかけた、写真記録をとった、虫に食われた、枯れた、一つの植物を中心に生活が変わった、ある小学生は短かった夏休みの観察で賞をもらったことなど大きい反響を頂きました。

今後は町内会にも育苗の協力をお願いし、市民による植栽とミズアオイを守る為の雑草管理、ゴミ掃除などにつなげる「ミズアオイ再生プロジェクト」を企画したいと考えています。

一株の小さな種子との出会いから、市民による保存活動へと輪が広がるよう願っています。



昭和30年代後期の明倫小学校そばの蓮田



9月中旬のミズアオイの花

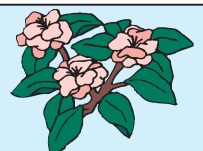


植え付け1ヶ月後の苗



発芽から2ヶ月後の植え付け前の苗

発行元：(公財)山口県ひとづくり財団 環境学習推進センター
〒754-0893 山口市秋穂二島1062
TEL 083-987-1110 FAX 083-987-1720 E-mail kankyo.c@hito21.jp
<https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>



山口県のコウモリ相

元山口大学理工学研究科准教授 松村 澄子

研修会の講演でお話したように、コウモリは哺乳類ですが、人間の生活に最も馴染みの薄い動物の仲間です。小型で夜行性の飛行動物という特徴がこの主な理由と思われる。

コウモリは巣を作らないので、便宜的にコウモリの利用するねぐらによって山口県に住むコウモリ類を紹介します。

山口県には、秋吉台という日本最大のカルスト台地があります。ここには、400を超える石灰岩洞穴が分布し、洞窟性コウモリ5種：キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ノレンコウモリ、ユビナガコウモリの生息が確認されています。この中のノレンコウモリは環境省のレッドデータカテゴリーの絶滅危惧種に該当していますが、山口県は観光洞窟で本種の出産哺育集団が見られる点が大変特異です。このように洞窟性コウモリは、様々な形状の洞窟を冬眠用のねぐら、日々のねぐら、産室や交尾の場所として使い分けています。また典型的な洞窟性コウモリとは言えませんが、冬季から早春にかけてのみ、洞窟をねぐらに利用するテングコウモリも生息しています。

コウモリの主要なねぐらの2番目は森で、樹洞や木の葉、樹皮などをねぐらとしています。森林性コウモリと呼ばれ、県内で生息が確認されている森林性コウモリはコテングコウモリ、モリアブラコウモリ、クロホオヒゲコウモリなどです。風雨が避けられ、年中安定した温度や湿度が保たれる洞窟に比べると林内の環境は温度変化や雨風など変化の激しい不安定な環境といえます。森にすむコウモリは大きい群れは作らず、その生態はほとんどわかっていません。例えば屋久島のコテングコウモリは出産期には樹冠、樹皮や枯れ葉の下など日々ねぐらを変えて子育てをしていると報告されています。また本州では樹洞の利用が多いようですが、早春期の雪中冬眠も知られています。「レッドデータやまぐち2019」の調査において、県境の寂地峡で環境省のレッドデータカテゴリーの絶滅危惧種：モリアブラコウモリとクロホオヒゲコウモリを県内で初めて捕獲しました。寂地峡は西中国山地の西端ですが、山続きの隣県（広島県）ではこれら希少種の他に複数種の森林性コウモリが多個体捕獲されています。森林性コウモリの生息にはかなりまとまった広さの広葉樹や樹洞のある大径木のある森が不可欠のようです。残念ながら本県には、県境以外にはそのような森は少ないようです。

上記の2つの主なねぐらを利用する種以外にヒナコウモリのように、洞窟（海蝕洞）、樹洞、人家などを臨機応変にねぐらにしている種やイエコウモリのように人家をねぐらにする種もいます。

また、オヒキコウモリやヤマコウモリは飛行中の音声で、県内に生息していることは確認していますが、捕獲はできていません。

森林性コウモリは種数の割には生息情報が少なく生態の解明はこれからです。沖縄本島北部の森“やんばる”で著者が採集した沖縄県初の森林性コウモリのうちの1種、ヤンバルホオヒゲコウモリは捕獲以前に、地元で“黒い小さいコウモリが鳥の巣に入っていた”とか、“地面の窪み（タケノコを掘った穴）にいた”などの情報がありました。支援員の方々は様々な場所へでかけられる機会が多く、観察力も長けておられると思いますので、何かの機会に希少なコウモリを発見されることがあるかもしれません。気にかけていただければと思います。



キクガシラコウモリ



モモジロコウモリ



ユビナガコウモリ



外来ザリガニが特定外来生物に指定されました

外来生物法※に基づき、外来ザリガニ全種（アメリカザリガニを除く）が特定外来生物に指定され、令和2年（2020年）11月2日から規制が始まっていますのでご注意ください。

令和2年11月2日から規制スタート

外来ザリガニを川や池に放さないで!

外来生物法に基づき、特定外来生物に指定され、飼育・運搬・販売・譲渡、野外に放つことなどが規制されます。

規制対象のザリガニ アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く 全ての外来ザリガニ※が規制対象です。

※ ザリガニ科、アメリカザリガニ科、アジアザリガニ科、ミナミザリガニ科

※アメリカザリガニ(改良品種を含む)は規制対象外のため申請する必要はありません。

規制開始前からの飼育個体については、許可を受けて飼育することができます。

手続きについては裏面をご覧ください

【特定外来生物への指定理由】

- 水草の切断や水生動植物の摂食による水生生物群落への影響
- ザリガニペスト（アフリカマイヤスガ）や白斑病の蔓延による、日本固有の絶滅危惧種のニホンザリガニやその他のニホ目への影響
- すみかやエサなどの競合によるニホンザリガニへの影響

水草・食虫植物である **和名: エフレタヌキモ** (学名: *Utricularia cf. platensis*) 野外で定着・生育している個体があります。採取等をしないでください。

和名: エフレタヌキモ (学名: *Utricularia inflata*) 野外で定着・生育している個体があります。採取等をしないでください。

和名: エフレタヌキモ (学名: *Utricularia platensis*) 野外で定着・生育している個体があります。採取等をしないでください。

●上記3種以外のタヌキモ属は規制対象外です。

アメリカザリガニを除く

現在、外来ザリガニを飼育している方へ

規制開始後も許可を受けることで、飼育続けることができます。

許可対象となるのは、既に飼育している個体に限ります。繁殖させることはできません。決して川や池に放さず、寿命を迎えるまで大切に飼育してください。

許可の申請には期限があります(規制開始から6カ月以内)→令和3年5月1日まで。

申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。申請手続きに費用はかかりません。飼育をする施設や管理方法などについて審査を行います。

外来種 飼養 手続き

施設基準や申請様式などの詳細はHPで

特定外来生物を、許可を受けずに飼育したり他人に譲渡することはできません。また、飼えなくなったからといって、野外(川や池)に放すことは絶対におやめください。許可申請後に新たに生まれた個体の飼育はできません。繁殖はさせないでください。

違反した場合 個人▶300万円以下の罰金または3年以下の懲役
法人▶1億円以下の罰金

アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) は規制対象外です。

申請必要 規制される主な外来ザリガニ (アメリカザリガニ以外の全ての種)

販売名: ミステリークレイフィッシュ、フロリダブルー (フロリダハマ、アレニ)、フォーミス、バスキューザ、ノボスターナム、メキシカンドワーフ、など

アメリカザリガニも、生態系に影響を及ぼす外来種です。生態系被害防止外来種リストの「緊急対策外来種」に選定されているほか、日本生態学会による「日本の侵略的外来種ワースト100」にも選定されています。

野外に放さないでください!

許可申請に関するお問い合わせはお住まいの地域を管轄する地方環境事務所までお願いします。
【地方環境事務所等一覧】
<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

環境省

※外来生物法とは

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、屋外への放出、譲渡などが規制されます。規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が課される場合があります。

※外来種の問題点

①生態系への影響

在来種を食べる。在来種の生息環境を奪ったり、餌の奪い合いをする。近縁の在来種と交雑して雑種をつくる。

②人の生命、身体への影響

毒を持っていて危険。人を噛んだり刺したりする。

③農林水産業への影響

農林水産物を食べる。畑を荒らす。

※外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するために次の3つを守りましょう!

+ 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を

入れない

飼育・栽培している外来種を

捨てない

すでに野外にいる外来種を他地域に

拡げない

※県内に定着している特定外来生物

(動物)ヌートリア、アライグマ、ソウシチョウ、ウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、アルゼンチンアリ

(植物)ボタンウキクサ、オオフサモ、アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ブラジルチドメグサ 【全16種】